

国際園芸博覧会共同庭園（大阪府・大阪市・堺市） 基本設計業務に係る企画提案公募要領

1 はじめに

大阪・関西万博の2年後に、神奈川県横浜市で、「2027年国際園芸博覧会（以下、「横浜園芸博」という。）」が開催されます。

大阪府・大阪市・堺市（以下、「3府市」という。）は、大阪市・堺市をはじめとするみどり豊かで潤いあるまちづくりを進める『大都市・大阪』の魅力を広く国内外に発信するとともに、大阪・関西万博のテーマを未来へ繋いでいくため、横浜園芸博に共同で屋外庭園（以下、「共同庭園」という。）を出展します。

大阪府では、その共同庭園の基本設計図書を作成するため、「国際園芸博覧会共同庭園（大阪府・大阪市・堺市）基本設計業務」を実施します。

この業務については、民間事業者の創造力や構想力、優れた企画・技術力を活用し、業務目的を達成するより優れた共同庭園を出展するために、企画提案公募により受託事業者を募集します。

2 業務概要

(1) 業務名称

国際園芸博覧会共同庭園（大阪府・大阪市・堺市）基本設計業務

(2) 業務目的

本業務は、みどり豊かで潤いあるまちづくりを進める『大都市・大阪』の魅力を広く国内外に発信することにより3府市への来訪意欲を高め、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする大阪・関西万博の理念を、「幸せを創る明日の風景」をテーマとする横浜園芸博へ繋げていくとともに、SDGsによる持続可能な社会を具現化するマネジメントの視点を持った共同庭園の基本設計図書を作成することを目的とする。

(3) 業務内容

共同庭園の基本設計図書の作成

※基本設計図書は、国際園芸博覧会共同庭園（大阪府・大阪市・堺市）基本設計業務の特記仕様書に従い作成いただきます。

(4) 基本設計図書の提出期限

令和7年12月5日（金）午後5時

※基本設計図書を提出後、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会との協議により修正の必要が生じた場合は、業務完了日（令和8年2月27日（金））までに修正作業を実施していただくことがあります。

(5) 委託対象業務の範囲

本公募の応募書類として提出いただく企画提案書（基本設計の前提となる共同庭園の基本計画のコンセプトや庭園デザイン等）をもとに、大阪府・大阪市・堺市と協議し、共同庭園の基本設計業務を実施していただきます。なお、本業務には、基本設計後の実施設計業務は含まれません。

(6) 委託上限額

750万円（消費税及び地方消費税を含む）

3 スケジュール

令和7年6月13日（金）	公募要領配布
令和7年6月27日（金）	公募要領説明会
令和7年7月18日（金）	質問受付締切
令和7年8月1日（金）	質問回答（予定）
令和7年8月22日（金）	提案書類提出締切
令和7年8月下旬頃	選定委員会（書類審査）
令和7年9月12日（金）	選定委員会（プレゼンテーション審査）
令和7年9月中旬頃	契約締結
令和7年12月5日（金）	基本設計図書提出期限
令和8年2月27日（金）	業務終了

4 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を

除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。
- (9) 受付期間最終日（令和 7 年 8 月 22 日）までに 6・7 年度大阪府測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格において、建設コンサルタント（造園）かつ（都市および地方計画）の認定を受けている者であること。
- (10) 次のアからウのいずれかの要件を満たす技術者（管理技術者並びに照査技術者）を配置すること。なお、管理技術者は照査技術者を、照査技術者は管理技術者を兼ねることが出来ない。また、本業務に配置する管理技術者は、応募時において入札参加者と直接的な雇用関係（※）にあること。
 - ア 技術士（建設部門（選択科目が「都市及び地方計画」に限る）または総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - イ シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）（造園部門に限る）又は登録ランドスケープアーキテクト（RLA）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
 - ウ 建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）により技術管理者として国土交通大臣に認定されたもの（造園部門に限る）。※直接的な雇用関係とは、技術者とその所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。
- (11) 委託成績点については、令和 6 年度中に完成検査を受けた大阪府発注業務で、64 点以下の委託成績点を取得していない者であること。
- (12) 共同企業体が入札参加申請を行う場合にあつては、その構成員が単体企業として本業務に入札参加申請を行っていないこと。また、構成員の一部が重複する別の共同企業体が入札参加申請を行っていないこと。

5 応募について

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「4 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和7年6月13日（金）午前10時から令和7年8月22日（金）午後5時まで

イ 配布場所

公募要領は、大阪府ホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o130140/ryokka/engeihaku_kobo.html)

からダウンロードしてください。

出展区画の図面は、別途電子メールで配布します。

公園課のアドレス (Koen-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp) に、件名を「(出展区画図面希望) 横浜園芸博」としてメールを送付ください。メール送付の3営業日後までに返信が無い場合は、大阪府都市整備部公園課企画推進グループ（電話番号：06-6944-7594）まで、連絡してください。

ウ 応募書類受付場所

大阪府都市整備部公園課企画推進グループ（府庁別館3階）

住 所：大阪府中央区大手前2丁目

電話番号：06-6944-7594

エ 応募書類受付期間

令和7年8月19日（火）から令和7年8月22日（金）まで

（午前10時から午後5時までの間）

オ 提出方法

応募書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

カ 費用負担

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式1：1部）

イ 企画提案書（様式2及び添付資料（様式自由）：8部）

正本4部、副本4部を提出してください。副本について、提案事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報が記載されている場合は、当該箇所を黒塗りして（又は空白にして）提出してください。（表紙及び背表紙も含む）

【企画提案書の添付資料】

A: 共同庭園のコンセプト（A4サイズ 1枚）

○共同庭園のデザインに関する考え方を記載（500文字以内）してください。

・上記のうち、大阪府・大阪市・堺市の魅力発信や来訪意欲、波及効果に関する考え方を記載している部分について波線（下線）を入れて下さい。

・上記のうち、万博の理念継承に関する考え方を記載している部分について細線（下線）を入れて下さい。

B：計画概要（A4サイズ 2枚以内）

○導入施設や空間構成の考え方、及び新たなみどりの価値等を感じることが出来るデザインの考え方について、記載（1,000文字程度）してください。

○図・写真等を使用し提案意図が伝わりやすいように工夫してください。

C：計画図（全体平面図・植栽平面図・立面図・断面図・設備概要図）（A3サイズ 各1枚

縮尺は1：100以上）、解説板図面（盤面イメージ含む）（A4サイズ 1枚）

○植栽平面図には、植栽概要（樹種・品種、規格、数量）を記載すること。

○立面図は、2方向以上

○設備概要図は灌水施設等（照明を除く）を記載すること。

○解説板図面には、盤面イメージやQRコードを活用した情報発信等の考え方を記載すること。

D：基本設計業務スケジュール（A4サイズ 1枚）

E：維持管理の考え方（A4サイズ 1枚）

○会期期間を通して、共同庭園を良好な状態に保つための工夫や配慮、季節ごとの植物の植替えの考え方（内容・頻度）及び、想定される維持管理の内容等を記載してください。

F：イメージスケッチ（パース）（A3サイズ 1～5枚まで）

○全体イメージがわかるスケッチ等を1枚以上提出ください。

○その他、部分イメージがわかるスケッチ等を必要に応じて提出して下さい。

G：概算工事費（A4サイズ 1枚）

○概算工事費（整備費（植替え含む）、維持管理費、撤去費）を、下記の＜費用の目安＞を参考にし、提案の共同庭園に必要な金額を記載してください。

○概算工事費の上限は6,500万円です（税込、諸経費含む）。

概算工事費の内訳を記載してください。

＜費用の目安（税込、諸経費含む）＞

項目	金額	
整備費	4,900	万円
維持管理費	800	万円
撤去費	800	万円
概算工事費	6,500	万円

【企画提案書作成における留意事項】

＜共同庭園に求めるデザイン要素＞

A：優れた空間デザイン

○国内外からの来園者を惹きつける魅力的な景観を創出し、独創性と実現性を両立した優れた空間デザインとしてください。

B：大阪府・大阪市・堺市の魅力発信

○国内外から多様な人・物・情報が集まり、交わり、豊かな歴史文化を育みながら、先

進的なまちづくりを進めてきた大阪・堺をはじめとする大都市大阪の魅力を発信し、3府市への来訪意欲が高まるデザインとしてください。

C: 万博理念の継承

○大阪・関西万博の理念を横浜園芸博に継承するため、ひとり一人が多様な幸せ「ウェルビーイング」を実感できる、Society5.0※により目指す「未来社会」を、生命の輝きを象徴する「花とみどり」が豊かに広がる屋外庭園を通じて表現するデザインとしてください。

D: マネジメントの視点

○最先端技術を活用した持続可能な社会を見据え、脱炭素社会や循環型社会を具現化したデザインであるとともに、多様なみどりの使いこなしにより、新たなみどりの価値や可能性を感じるデザインとしてください。

※我が国が目指すべき Society5.0 の未来社会像：持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（Well-being）を実現できる社会（第6期科学・イノベーション基本計画（R3.3閣議決定））

＜共同庭園に求める必須事項＞

○大阪府・大阪市・堺市の魅力や共同庭園を紹介する解説板を、庭園全体と調和のとれた空間デザインの一部として含め、解説板の盤面デザインイメージを含め提案してください。解説板には、QRコードを設置し、3府市の魅力を紹介するホームページ（既存ホームページほか）にアクセスできるものとしてください。

＜園芸博覧会協会が設定する条件＞

○特記仕様書「別紙1（園芸博覧会協会が設定する条件等）」、「別紙2（公募及び業務に関する基準等一覧）」のその他園芸博協会のガイドライン等」を遵守してください。

ウ 応募金額提案書（様式3：1部）

エ 事業実績申告書（様式4：1部）

オ 共同企業体で参加の場合

- ① 共同企業体届出書（様式5：1部）
- ② 共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）
- ③ 委任状（様式7：1部）
- ④ 使用印鑑届（様式8：1部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）

キ 障がい者雇用状況報告書の写し（常用雇用労働者40.0人以上の事業主用）又は障がい者雇用状況報告書（常用雇用労働者40.0人未満の事業主用）（1部）

① 常用雇用労働者40.0人以上の事業主の場合

- ・「障がい者の雇用の促進等に関する法律」により事業主に義務化されている「障がい者雇用状況報告書」の写し。
 - ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの。
- （インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）

② 常用雇用労働者40.0人未満の事業主の場合

・障がい者雇用状況について（様式 10）を提出してください。

・常用雇用労働者が 0 人の場合も提出してください。

ク 設計業務成績評定点調書（様式 11：1 部）

ケ 管理技術者経歴書（様式 12：1 部）

・契約時には、管理技術者等の経歴が確認できる根拠資料の提出が必要です。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は 1 者 1 提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、以下のとおり取りまとめて提出してください。

また、応募書類一式は、電子媒体（CD-R 等）での提出もお願いします（保存形式は PDF）。

項目	応募事業者名の記載	部数	備考
応募書類一式（企画提案書を含む）	あり	1 部	A4 ファイル 綴じ
企画提案書＜添付資料を含む＞	あり	4 部（正本）	
	なし	4 部（副本）	

ウ 表紙及び背表紙には、業務名称を記入してください。

＜記入例＞「国際園芸博覧会共同庭園（大阪府・大阪市・堺市）基本設計業務」

エ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

6 公募要領説明会

(1) 開催日時

令和 7 年 6 月 27 日（金） 午前 10 時から 12 時まで

(2) 開催場所（予定）

大阪府職員会館分館 B 棟 2 階共用会議室（住所：大阪府中央区大手前 2 丁目）

※別添のとおり

(3) 申込方法

ア 電子メールで申し込みください。

電子メール（アドレス：Koen-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

イ 申し込みの際、「件名」に「【（説明会申込）横浜園芸博＜企業名（共同企業体名）＞】」と明記し、「本文」に各参加者の氏名、企業名、連絡先、参加人数を記載してください（企業（共同企業体）最大 2 名まで参加可）。

ウ 申込メール到着後に、大阪府から申込受理番号をメールで送付します。令和 7 年 6 月 25 日（水）午後 2 時までに、メールが到着しない場合は、大阪府都市整備部公園課企画推進グループ（電話番号：06-6944-7594）まで、連絡してください。

(4) 説明会への申込期限

令和7年6月24日（火） 午後5時まで

7 質問について

(1) 受付期間

令和7年6月13日（金）から令和7年7月18日（金） 午後5時まで

※令和7年6月20日（金）までにいただいたご質問については、6月27日（金）の説明会で、可能な範囲で回答いたします。

(2) 受付及び回答方法

電子メール（アドレス：Koen-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

メール件名は「（質問）横浜園芸博」としてください。

ア 質問メール到着後に、大阪府から質問受理番号をメールで送付します。令和7年7月23日（水）午後2時までに、メールが届かない場合は、大阪府都市整備部公園課企画推進グループ（電話番号：06-6944-7594）まで、連絡してください。

イ 質問への回答は公園課ホームページで行います。

（https://www.pref.osaka.lg.jp/o130140/ryokka/engeihaku_kobo.html）に掲示し、個別には回答しません。

(3) 質問の回答日（予定）

令和7年8月1日（金）

8 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者及び次点者を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。一次審査として書類審査を実施します。上位5者に対し、二次審査としてプレゼンテーション審査を実施します。

ウ プレゼンテーション審査は、1者あたり25分（説明時間10分、質疑応答時間15分）で実施します。説明者は提出いただいた企画提案書を使用してください。（企画提案書を会場モニターに投影することは可能です。パソコン及び必要機材は府が準備しますが、パソコン操作は応募事業者が実施してください）。当日の出席者（応募時において入札参加者と直接的な雇用関係にあること。）は3名以内とします。

エ 最優秀提案者及び次点者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点未満の場合は、契約交渉の相手方なしとします。なお、審査内容及び結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

オ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容	配点
企画提案 コンセプト		業務目的を的確にとらえ、創造性とストーリー性を兼ね備えた魅力的な提案コンセプトとなっているか。	8 点
デザインの 評価	優れた空間 デザイン	国内外からの来園者を惹きつける魅力的な景観を創出し、独創性と実現性を両立した優れた空間デザインであるか	18 点
	大阪府・大阪 市の魅力発信	国内外から多様な人・物・情報が集まり、交わり、豊かな歴史文化を育みながら、先進的なまちづくりを進めてきた大阪・堺をはじめとする大都市大阪の魅力を発信し、3 府市への来訪意欲が高まるデザインであるか	18 点
	万博理念の 継承	大阪・関西万博の理念を継承し、未来につなぐキーワードとしての「ウェルビーイング」・「未来社会」・「花とみどり」の3つが融合したバランスが取れたデザインであるか	18 点
	マネジメント の観点	資源の有効利用や新技術の活用等、期間中の維持管理に配慮されたデザインであり、多様なみどりの使いこなしにより、新たなみどりの価値や可能性を感じるデザインであるか	18 点
企業の評価		企業の実績（期間限定の屋外庭園等※における基本又は実施設計の実績） ※全国都市緑化フェアや園芸博覧会等	4 点
業務実施体制の 評価		配置技術者の実績（期間限定の屋外庭園等※における基本又は実施設計の実績） ※全国都市緑化フェアや園芸博覧会等	4 点
府民福祉の 推進の評価		常勤労働者 40.0 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているか。 又は、常勤労働者 40.0 人未満の場合、1 人以上、障がい者を雇用しているか。	2 点
価格点		満点（10 点）×提案金額のうち最低価格／自社の提案金額※	10 点
合 計			100 点

※提案金額として、本基本設計図書の作成にかかる金額を記載してください。

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を公園課ホームページに公表します。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o130140/ryokka/engeihaku_kobo.html)

ただし、応募者が2者であった場合は次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 * 申込順

③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式13）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は

保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

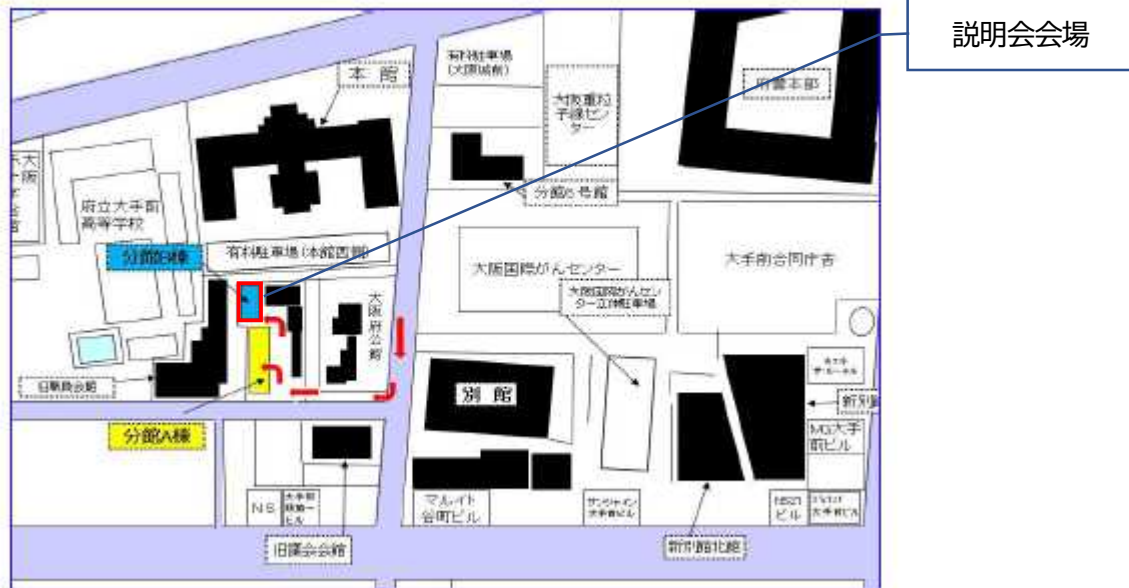
10 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、特記仕様書等を遵守して下さい。

別添

業務内容説明会 会場（予定）位置図（大阪府職員会館分館B棟）

【周辺地図】



【分館敷地/拡大図】

